

Weekly
エコノミスト・
レター

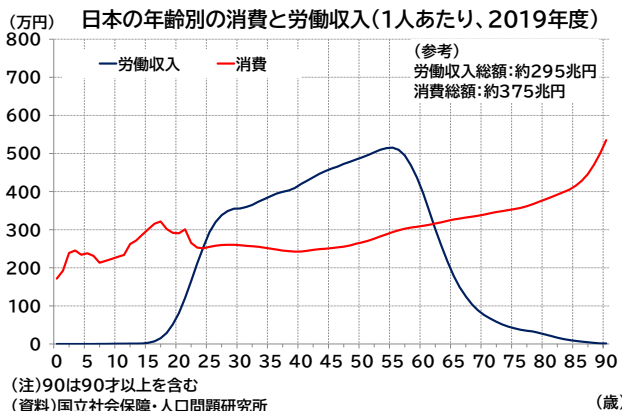
マクロで見る「手取り」の状況

経済研究部 主任研究員 高山 武士

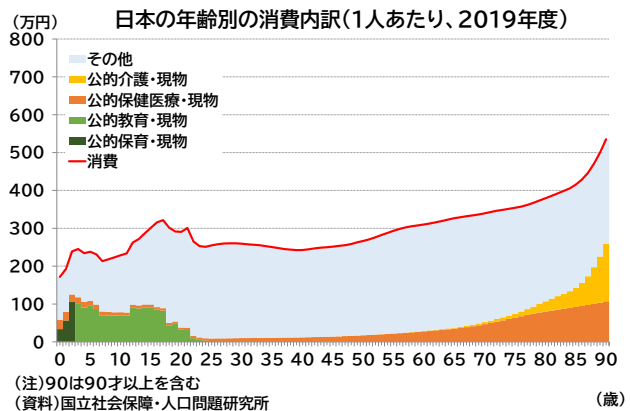
(03)3512-1818 takayama@nli-research.co.jp

1. 本稿では主にマクロのデータを利用して、「手取り」の状況を調査した（あわせて人件費や額面等の状況も確認した）。
2. 日本では、税や社会保障制度の一環として、現役世代の労働収入の約3割が雇主（事業者）の社会負担や雇用者自身の所得税・社会保険料等の負担（いわゆる「天引き」）として若年世代や高齢世代へ移転される。雇用者が実際に受け取る手取り金額は企業の人件費負担の約7割となる（図表1-4）。
3. 時系列で見ると、人件費に対する雇主の社会負担や天引きの割合は増加（手取りの割合は低下）傾向にある（図表4）。国際的に見ると、日本の人件費にかかる税や社会負担の割合はOECD並みで、必ずしも重いとは言えない。一方、過去（2000年）と比較して負担が増加している国はOECDの中では少数派である。
4. 社会保障関連の維持・充実、手取りの減少を通じて現役世代の消費を抑制させる可能性がある一方、高齢世代の消費を直接増加させる要因でもある。

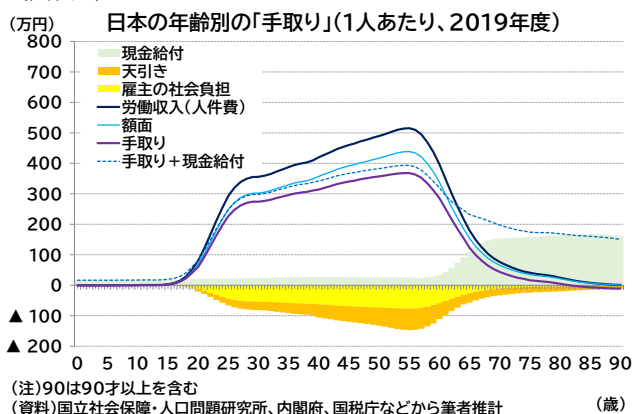
(図表 1)



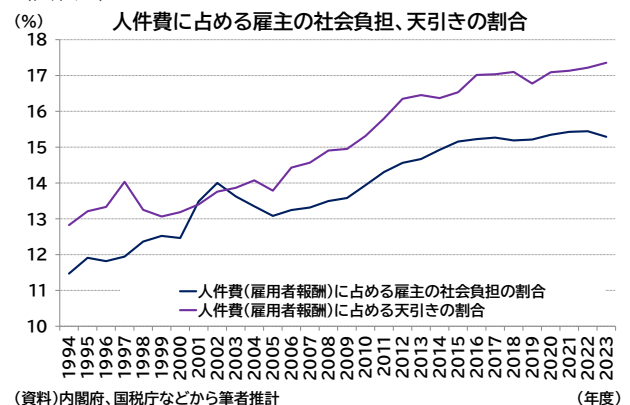
(図表 2)



(図表 3)



(図表 4)



(はじめに)

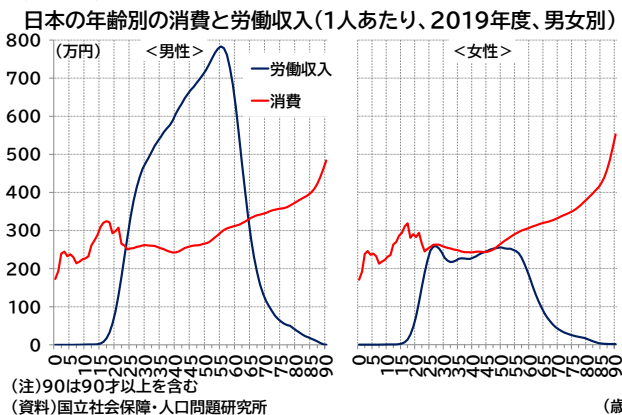
2024年の衆議院選挙では、「手取りを増やす。」を政策に掲げた国民民主党が躍進した。同党では、「給料が上がったけど、税金や社会保険料が高くなって、結局手取りが増えない」といった声を取り上げつつ、手取りを増やして消費拡大につなげることが重要だと訴えている¹。

本稿では、日本の手取りはどうなっているのかについて、主にマクロ統計を利用し、また適宜他国の状況についても調査した。

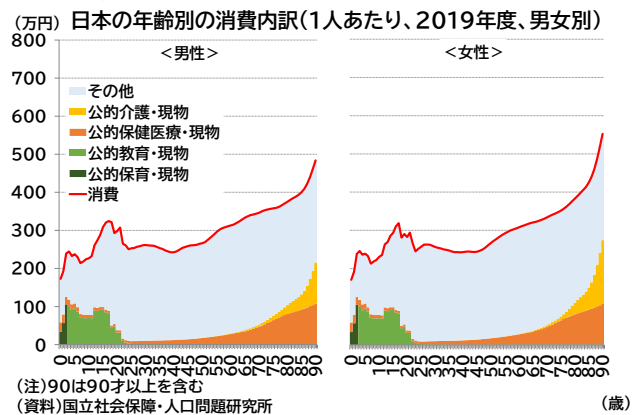
(国民移転勘定 (NTA))

まず、日本全体の手取り所得を概観するために、国立社会保障・人口問題研究所が推計・公表している国民移転勘定 (NTA: National Transfer Accounts) を利用する (現在は2014年度と2019年度の結果が公表されている)²。NTAは世代間の再配分 (税や社会保険による支払 (負担) や受取 (給付) など) を記述した統計で、主要系列のひとつが年齢別の収支状況 (= 収入 (労働収入) - 支出 (消費)) を示したライフサイクル勘定である (表紙図表1、図表5 (男女別)、NTAでは総額と1人あたりの金額の2種類の系列を公表しているが図表には1人あたりの金額を記載)。

(図表5)



(図表6)



労働収入と消費の関係をみると、図表1や図表5からも分かるように現役世代 (男性) の消費は労働収入の範囲内でなされているが、若年世代や高齢世代においては、労働収入を上回る消費がされている (NTAでは労働収入を上回る消費部分を「ライフサイクル不足」と呼んでいる)。特に高齢世代の消費額は、労働収入を得られる現役世代と比較しても多いほどである。若年世代でも時期によっては現役世代の消費額を上回る。これらは、主に現役世代からの移転や年金、貯蓄の取り崩しなどで補填される³。

なお、NTAの消費には、個人が実際に金銭を支払っていない財・サービスの消費も含まれる。例えば、教育や医療 (いずれも自己負担しない部分)、公共サービスや防衛などが該当する⁴。これらは、財・サービスに対して本人が直接には金銭的な負担をしていないため、消費していると感じる人は少ないかもしれない⁵。しかし、いずれも個人が便益を享受するものであり、NTAではその

¹ 国民民主党の政策2024 (2024年12月23日アクセス)。

² 国民移転勘定 (NTA) プロジェクト。以下、日本のNTA関連のデータは国立社会保障・人口問題研究所「日本の国民移転勘定 (NTA) データ」 (<https://www.ipss.go.jp/projects/NTA/index.html> (2024年11月22日ダウンロード)) を利用している。2019年度の国民移転勘定の詳細は、国立社会保障・人口問題研究所一般会計プロジェクト (2024) 「平成26 (2014) / 令和元 (2019) 年度の国民移転勘定 (NTA) の結果」『国民移転勘定 (NTA) プロジェクト 令和5 (2023) 年度 研究報告書』を参照。

³ NTAでは、「ライフサイクル不足 (余剰)」は「移転」と「資産再配分」を通じて融通されると捉えられている。移転は税や社会保障等を通じた現金・現物の融通、資産再配分は資産収入と貯蓄から構成されている (NTAでは企業の利益 (営業余剰) も株を通じて資産収入となり個人に融通されているとみなされている)。

⁴ SNA (GDP統計) の政府最終消費支出に相当する部分。NTAでは公的消費と呼ばれている。

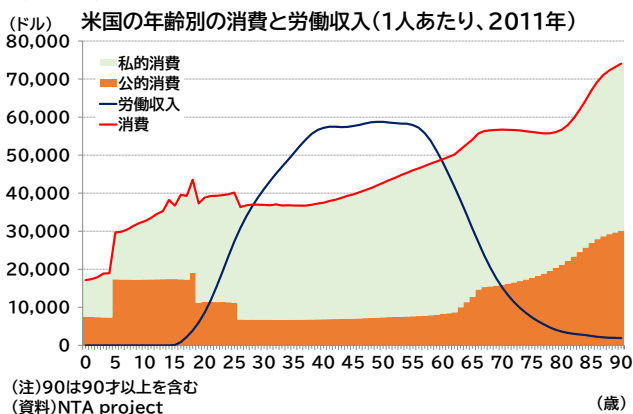
⁵ SNA (GDP統計) ではいずれも政府が財・サービスを購入するという形になっている。

金額が消費として計上されている⁶。

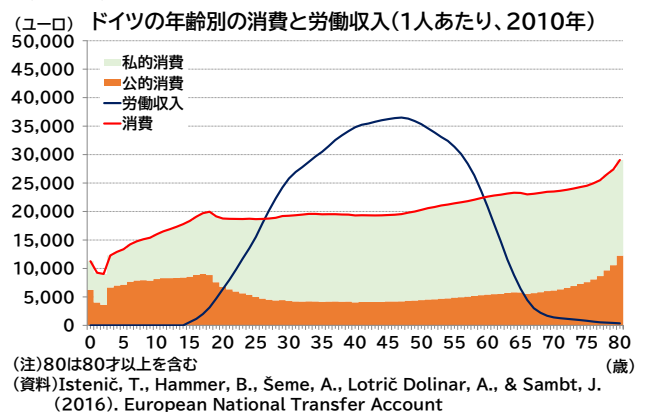
消費の内訳を見ると分かるように、若年世代は主に保育や教育への支出、高齢世代は医療や介護への支出が一定割合を占める（表紙図表2・図表6）⁷。これらは、前述したように必ずしも本人が金銭的な負担をしているわけではなく、税や社会保険などを通じて主に現役世代に負担が移転されている⁸。もちろん、若年世代や高齢世代は、こうした公的サービスのほかにも衣食住をはじめとした一般の財・サービスに金銭を支払って消費している。これらは、若年世代であれば親の負担、高齢世代であれば年金や貯蓄の取り崩しといった形で賄われている⁹（もちろん、図表の数値は年齢層内での1人あたりの平均値であり、個別には消費を上回る労働収入を得ている高齢世代も存在する）。

こうした状況は海外でも同様である。やや古いデータになるが¹⁰、アメリカ、ドイツ、フランス、スウェーデンの状況を各国のNTAの推計データから確認すると、金額の多寡は異なるが、年齢別の労働収入と消費の関係は類似しており、若年世代や高齢世代は消費に占める公的サービスの割合が多い傾向にある（図表7-10）。

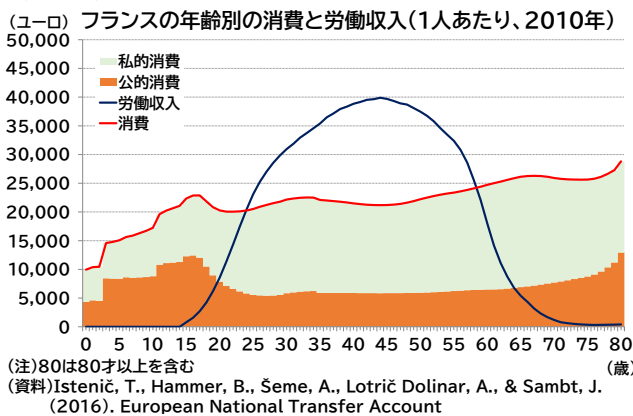
（図表7）



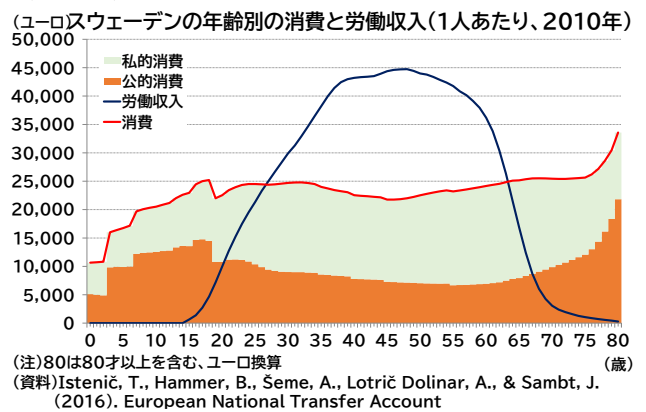
（図表8）



（図表9）



（図表10）



（ 「天引き」と「手取り」 ）

いわゆる「手取り」といった場合、給与所得者が得る給与のうち、所得税や社会保険料といった

⁶ なお、NTAでは公共サービスや防衛など国民が等しくサービスを受けていると考えられるものは、年齢にかかわらず均等に消費されていると仮定されている。

⁷ 図表における「現物」表記は、政府からの金銭的な給付金ではなく、財・サービスの現物を直接給付するという意味。いずれも本人は直接の金銭負担をしていない。

⁸ 消費税など現役世代だけでなく、幅広く国民が負担するものもあるが、全体で見ると現役世代から若年・高齢世代に補填されている。

⁹ NTAでは、親の負担は「私的移転（世帯間移転や世帯内移転）」、年金は公的年金であれば「公的移転（年金）」、（個人の）貯蓄の取り崩しは「私的資産再配分（私的貯蓄）」に分類される。

¹⁰ 米国のデータは [National Transfer Accounts \(NTA\) project](#)、欧州のデータは [Istencić, T., Hammer, B., Šeme, A., Lotrič Dolinar, A., & Sambt, J. \(2016\). European National Transfer Accounts](#) から取得した。

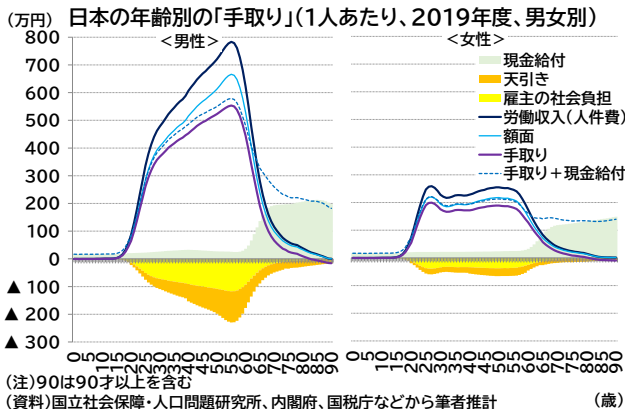
金額が「天引き」された後の収入を指す。手取りは給与所得者にとっては、労働の対価として目に見える形で受け取ることができる金銭と言える。

マクロ統計では、GDP統計をはじめとする国民経済計算(SNA: System of National Accounts)において労働の対価として「雇用者報酬」の金額が集計されている。ただし、雇用者報酬には事業者が支払う社会保険料の負担が含まれ、これは事業者が負担する「人件費」に相当する(なお、NTAにおける労働収入には雇用者報酬に加え自営業者の労働収入も含まれている)。ここから事業者が支払う社会保険料等(SNAでは「雇主の社会負担」と呼ばれている)を除いた金額がいわゆる「額面」となる。この額面からさらに本人が負担する社会保険料や所得税の源泉徴収分などが除かれたものが直接受け取ることができる「手取り」となる。

SNAでは手取りに近い概念として「可処分所得」(現物社会移転以外の再分配後の所得)が集計されているが、この数値は国全体での合計されており、現役世代の支払(負担)と若年・高齢世代の受取(現金での給付)が相殺されている¹¹。

そこで、本稿では現役世代の手取りを、NTAの労働収入(自営業者の労働収入を含む)をベースに、事業者の社会保険料負担(雇主の社会負担)、個人所得税¹²、健康保険¹³・介護保険¹⁴・年金¹⁵・雇用保険の保険料(いずれも本人負担)などを控除¹⁶して試算した(表紙図表3、図表11(男女別)、なお図表11では参考として主に現金で給付される移転も記載した¹⁷)。なお、税は天引きされる所得税と住民税のみ考慮している。所得税は給与所得以外にも課されるが、ベースとなる雇用者報酬には資産収入などは含まれないため、手取りの計算においては所得税のうち給与所得にかかる源泉徴収分等を簡易的に試算している(社会保障の財源としては消費税(付加価値型税)や相続税(資本税)などその他の税も考える必要があるが、天引きされる性質がないことから考慮していない)。また、自営業者には天引きや手取りの概念がないが、給与所得者における手取り計算を参考にしつつ社会保険料のみ除いた金額としている¹⁸。

(図表 11)



(図表 12)

| (万円) | 「手取り」額の推計(2019年度) | | | | | |
|---------------|-------------------|--------|--------|--------|--------|----------|
| | 1人あたり金額 | うち男性 | | うち女性 | | うち22-65才 |
| | | うち男性 | うち女性 | うち男性 | うち女性 | |
| 「人件費」(労働収入、①) | 234.1 | 349.3 | 125.0 | 401.7 | 579.6 | 220.0 |
| 雇主の社会負担(②) | 34.7 | 52.2 | 18.2 | 59.8 | 86.8 | 32.2 |
| (労働収入に対する比率) | (14.8) | (14.9) | (14.6) | (14.9) | (15.0) | (14.6) |
| 「額面」(③=①-②) | 199.4 | 297.1 | 106.8 | 341.9 | 492.8 | 187.8 |
| 「天引き」(④) | 29.7 | 44.5 | 15.6 | 44.8 | 66.5 | 22.7 |
| (労働収入に対する比率) | (12.7) | (12.7) | (12.5) | (11.2) | (11.5) | (10.3) |
| (額面に対する比率) | (14.9) | (15.0) | (14.6) | (13.1) | (13.5) | (12.1) |
| 「手取り」(⑤=③-④) | 169.7 | 252.6 | 91.2 | 297.1 | 426.3 | 165.1 |
| (労働収入に対する比率) | (72.5) | (72.3) | (72.9) | (74.0) | (73.6) | (75.0) |
| (額面に対する比率) | (85.1) | (85.0) | (85.4) | (86.9) | (86.5) | (87.9) |

(資料)国立社会保障・人口問題研究所、内閣府、国税庁などから筆者推計

¹¹ なお、現物給付も含めた所得は「調整可処分所得」(現物社会移転を含む再分配後の所得)という項目で集計されている。
¹² 国税庁「第145回 国税庁統計年報 令和元年度版」を参考に源泉徴収分(個人住民税の特別徴収分を含む)を個人所得税の57%として試算。
¹³ 国民健康保険および被用者保険の本人負担。
¹⁴ NTAでは本人負担分の推計値は公表されていないが、「2022年度(令和4年度)国民経済計算年次推計」を参考に本人負担を77%として試算。
¹⁵ 国民年金および厚生年金・共済組合金の本人負担。
¹⁶ これらの他の企業が独自で天引きしている項目(社宅費や企業独自の積立金など)は考慮していない。
¹⁷ 現金給付として年金、労災保険、雇用保険、児童手当などを含めた。保険医療や介護などは現物給付のため含めていない。
¹⁸ NTAでは年齢別人口のみ公表されており、年齢別の雇用者数データは推計されていないため、雇用者1人あたりの金額は直接計算できない。本稿では、1人あたりの手取りを算出する上で、自営業者についても手取り相当額を試算した上で人口1人あたりの金額を計算するという方法を用いた(この方法とは別に、年齢別の自営業者を除いた雇用者数を推計した上で、雇用者1人あたりの手取りを計算する方法も考えられる)。

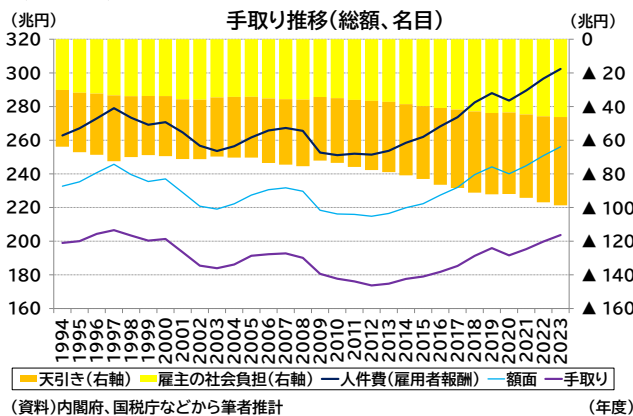
表紙図表3を見ると、50代中盤にかけて1人あたり労働収入が増加、それにあわせて雇主の社会負担や天引きが増加していくことが分かる。手取り金額も労働収入と同じように増加するものの、ピーク年齢では労働収入（企業の負担する人件費）515万円に対して額面は439万円（労働収入比85%）、労働者が受け取る手取りは368万円（労働収入比71%、額面比84%）となり、実際に受け取る金額は、企業の人件費負担額の約7割となっている¹⁹。男女別に見ても、天引きなどは異なるが、平均的には人件費の15%程度が事業者の支払う社会保険料、10%強が天引きとなっている（図表11・12）。これは、男女別や主に労働収入を得る層（22才（4年制大学卒業相当）から65才（定年相当））に限って見ても同様である（図表12）。

（ 過去との比較 ）

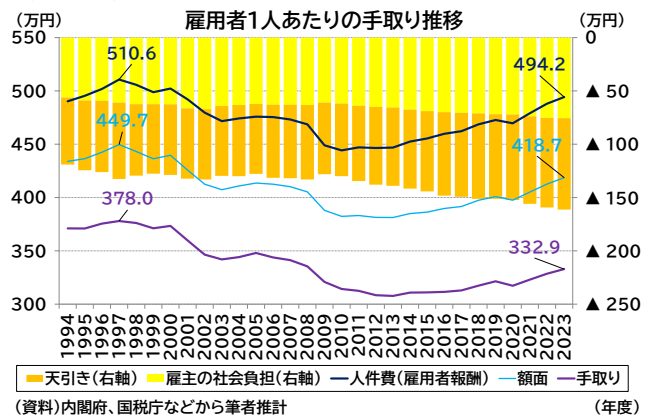
次に、時系列で手取りの状況を確認したい。

本稿執筆時点では、日本のNTAは2014年度と2019年度のデータしか公表されていないが、SNAでは30年ほどの時系列データが公表されている²⁰。前述の通り、手取り概念に近い可処分所得の項目は移転による支払（負担）と支払（現金での給付）が相殺されているが、雇用者報酬から事業者負担分と天引き分を控除することで、手取りを試算することができる。SNAには事業者負担分（雇主の社会負担）の集計項目があるので²¹、さらに天引き分を一定の仮定をおいて試算し、時系列で手取りの状況を示すと図表13・14のようになる²²。

（図表13）



（図表14）



図表13を見ると、総額ベースでの人件費（雇用者報酬、名目値）は1990年代半ばから2000年代にかけて緩やかに減少した後、2010年度以降は上昇基調にあることが分かる。一方、雇主の社会負担や天引きの負担を加味すると、これらの負担も増加しているため、額面や手取りの金額は人件費（雇用者報酬）ほどは回復していない（表紙図表4も参照）²³。手取りで見ると、2023年度の総額（名目値）は依然として1994年度以降のピーク（1997年）を下回る状況にある。

¹⁹ NTAについては、本稿執筆時点では時系列データが公表されていないが、1984年から2014年までのNTAの変遷を分析した論文が公表されている。Fukai, T., Fukuda, S., Ichimura, H. et al. *National Transfer Accounts (NTA) in Japan: 1984-2014*. JER 75, 779-821 (2024)。この論文では、23-39歳の年齢層では他の年齢層と比較して（1人あたりの）労働収入の伸びが高いものの、公的移転の負担が重いために当該年齢層の2004年以降の（1人あたりの）消費の伸びは、他の年齢層と比較して最も低いことを指摘している。

²⁰ 1人あたりの平均値であり、必ずしも額面年収439万円に対する手取りが368万円ということではない。

²¹ SNAでは、「家計の社会負担」として家計が社会保険制度等に支払った金額が集計されているが、給与所得者以外の負担も含むため本稿では利用していない。

²² 総額および、SNAによる雇用者数の推計値を用いて雇用者1人あたりの数値を試算した（なおSNAの雇用者概念は個人業主（自営業者）と無給の家族従業者を除くすべてを指す）。天引きの試算においては、雇用者のみを対象とし、雇用者報酬には自営業者の収入分は含めず、天引きされる社会保険料なども主に給与所得者を対象としているもののみを限定した（SNAでは、「家計の社会負担」として社会保障制度に対する支払額が集計されているが、給与所得者以外の負担なども含むため、本稿では利用していない）。

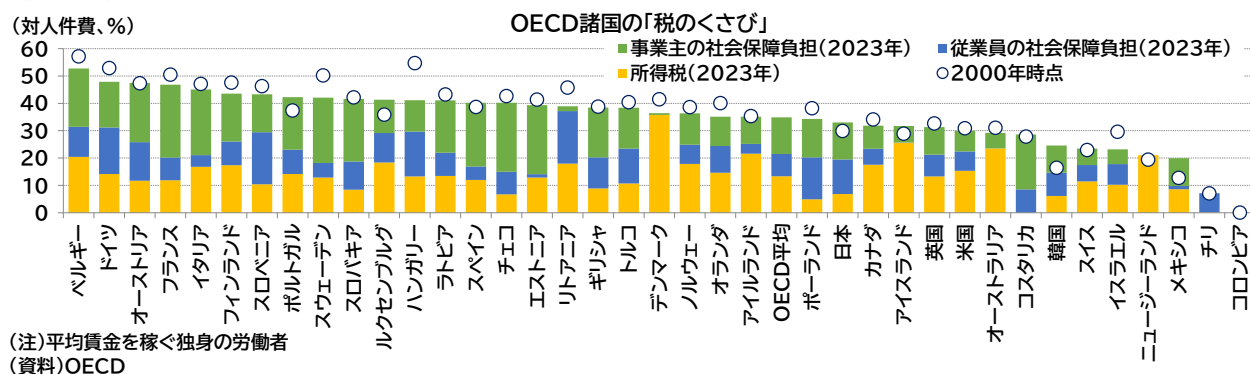
²³ 雇用者報酬に占める天引きの割合は2019年時点で17%弱であり、前節で見たNTAでの分析よりも大きい。これは主に雇用者のみを分析の対象に絞ったことによることなどが影響していると思われる（あわせて天引きされる税負担の試算値を若干変更している）。

雇用者1人あたりで見た手取り金額では、分析期間にわたって雇用者数が増加したことも伸びを抑制する要因となっており、2010年度以降の上昇幅はかなり限定的である（図表14）。具体的な雇用者1人あたりの手取りは、1994年度以降のピーク（1997年度）で378.0万円、ボトム（2013年度）で307.7万円、直近の2023年度では332.9万円となっている（なお、分析対象期間において、女性や高齢者など相対的に収入が低い層の労働参加率が上昇したことが雇用者1人あたりで見た収入を押し下げる要因として働いており、雇用者1人あたりで見ると人件費や額面も1997年度のピークは越えていない）。

（ 他国との比較 ）

他国との比較では、必ずしも手取り概念とは一致しないが、OECDによって人件費に対する税や社会保険料負担が「税のくさび（tax wedge）」として公表されており、国際比較もなされている²⁴（図表15、OECDはいくつかのモデル世帯に対する「税のくさび」を公表しているが、本稿では独身の労働者について示している）。

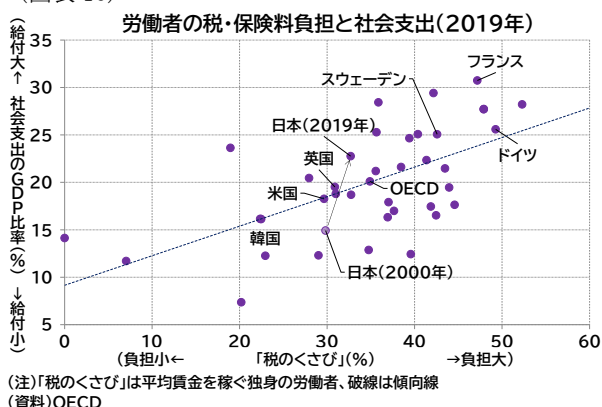
（図表15）



（注）平均賃金を稼ぐ独身の労働者
（資料）OECD

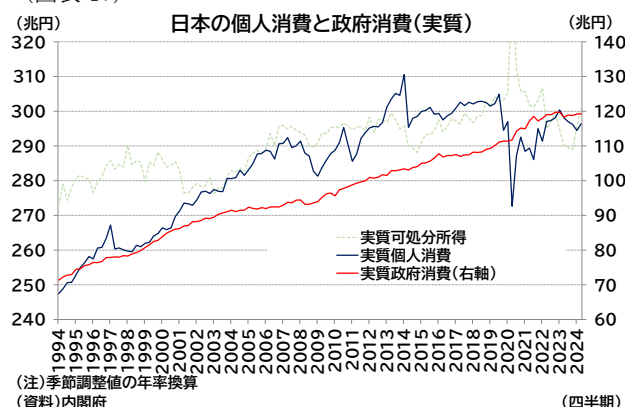
このデータによれば、平均賃金を稼ぐ独身の労働者における日本の「税のくさび」はOECDの平均並みであり、必ずしも負担が重いとは言えない。一方、日本は2000年と比較して「税のくさび」が増加しており、負担が増えている国はOECDの中では少数派である。

（図表16）



（注）「税のくさび」は平均賃金を稼ぐ独身の労働者、破線は傾向線
（資料）OECD

（図表17）



（注）季節調整値の年率換算
（資料）内閣府

「税のくさび」に代表される現役世代の負担の重さは、社会保障制度の手厚さの裏返しでもある。OECDで集計されている公的な社会支出²⁵と「税のくさび」の関係をプロットすると負担と給付

²⁴ OECD (2024) "Taxing Wages 2024". 日本については、OECD, "Taxing Wages - Japan", Taxing Wages 2023 も参照。

²⁵ 人々の厚生水準が極端に低下した場合にそれを補うために個人や世帯に対して行う税制支援や給付のこと。OECD, "Social Expenditure Database (SOCX)" や国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」を参照。

に一定の相関関係がある（図表 16）。日本の場合、2000 年から 2019 年にかけて負担も給付も増しているが、図表 16 における国際的な負担と給付の傾向を見ると、この期間における負担増の度合いは給付増の度合いよりも小さい（給付増の度合いが大きい）と考えられる。

（ おわりに ）

以上、手取りの状況を概観してきた。

日本では、現役世代の労働収入の約 3 割が雇主の社会負担や天引きされ、実際に受け取る手取り金額は労働収入の約 7 割であること、過去と比較して人件費に対する手取りの割合が低下していること、国際的に見れば日本の人件費にかかる税や社会負担の割合は OECD 並みであることなどを確認してきた。

冒頭で取り上げた「給料が上がったけど、税金や社会保険料が高くなって、結局手取りが増えない」という状況は、平均的な雇用者にあてはまり（表紙図表 4、前掲図表 14）、そしてこれは、高齢化に伴う社会保障関連支出の増加に呼応したものと言えるだろう（例えば、図表 16）。

経済的な観点から言えば、社会保障関連の維持・充実のための手取りの減少は現役世代の消費を抑制させてきた可能性がある。一方で、社会保障費が増えることは、高齢世代の消費（特に介護や医療といった現物消費）を直接増加させる要因でもある（図表 17）。

現在、「手取りを増やす」政策として国民民主党が打ち出した「年収の壁」対策について、規模（どれだけ手取りを引き上げるか）や財源の議論がなされている。内容次第では、税や社会保障における給付と負担のバランスを変化させる内容になると見られる。仮に、現役世代の手取りを増やす一方、社会保障関連支出が抑制されるならば、現役世代の消費が活性化する反面、高齢世代の消費が抑えられる可能性がある。個人消費や政府消費に及ぼす影響が注目される。

（お願い）本誌記載のデータは各種の情報源から入手・加工したものであり、その正確性と安全性を保証するものではありません。また、本誌は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、いかなる契約の締結や解約を勧誘するものでもありません。